

# 成田市子ども計画策定支援業務委託の受注者選定方針

## 1. 目的

この方針は、受注者を選定するための基本的な方針を定めたものであり、その評価基準を明らかにし、企画提案方式の公平性、透明性を確保するために定めるものである。

## 2. 受注者に求める基本的な資質

業務にあたって、本業務の意図及び目的を十分に理解しているとともに、専門的知識や時代の変遷に的確に対応した新たな取り組みや発想など、総合的視野に立った情報収集能力、折衝能力、提案能力等を有することを望むものである。

## 3. 評価の実施

評価については、成田市子ども計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、第一次評価、第二次評価を行う。

### (1) 第一次評価

第一次評価は書類審査とし、提出された書類を基に、事務局が評価基準に基づき審査する。提案者が6者以上のときは、評価得点の高い者から順に第二次評価に進出する5者を選定する。ただし、提案者が5者以下の場合は、全提案者を第二次評価に進出させることとする。

### (2) 第二次評価

第二次評価は、プレゼンテーションによる評価を行う。プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は40分以内とし、概ね20分程度の企画提案と20分程度の質疑時間を設けるものとする。

選定審査委員会は、提出者のプレゼンテーション及び質疑応答等について、別紙「プロポーザル評価基準（第二次評価）」に基づき評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

## 4. 選定

(1) 第二次評価により決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。

(2) 提出者が1者のみの場合、第二次評価から審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(3) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

## 成田市子ども計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準

	評価項目	着眼点	配点
第一次 審査	実施体制	業務を安定的に実施できる体制や人員が確保されているか。	10
	計画策定作業フロー	無理なく、不測の作業延長にも耐えうる工程か。	10
	過去の業務実績	法人として、過去に本業務と類似の業務を実施しているか。本業務に従事する統括責任者及び実務担当者の実績はどうか	10
	見積の妥当性	見積の内容が明確であるか。他者と比較して金額が妥当であるか。	10
第二次 審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>・統括責任者・実務担当者の能力</li> <li>・計画策定作業フロー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を安定的に実施できる体制や人員が確保されているか。</li> <li>・業務に対する十分な理解と知識・経験を有し、リーダーシップを持って業務に取り組む姿勢がうかがえるか。</li> <li>・無理なく、不測の作業延長にも耐えうる工程か。</li> </ul>	30
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に沿った提案内容となっているか。業務に対する理解、取組方針が明確であるか。</li> <li>・子ども基本法に基づく子ども計画の策定及び各種計画の統合を踏まえた施策体系案が提案されているか。</li> <li>・各種法令や社会的背景を理解し、国の動向や本市の現状と課題を的確に捉えた提案となっているか。</li> </ul>	40
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状・課題の分析</li> <li>・既存計画の評価検証の手法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の問題点・課題を整理するにあたって、現行計画の検証及び把握・分析ができているか。</li> <li>・調査結果の集計・分析方法について、効果的な解析と計画策定への効果的な活用が望める提案があるか。</li> </ul>	40
	子ども等への意見聴取の具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども基本法の基本理念等を踏まえた提案となっているか。意見聴取のテーマ及び趣旨・背景は適切か。</li> <li>・聴取した意見の計画への反映・子どもへのフィードバックなど、整理・分析・活用方法は適切か。</li> </ul>	30
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい資料構成となっているか。また、説明は簡潔明瞭であったか。</li> <li>・質疑に対する応答は簡潔明瞭か。</li> </ul>	20